

**過半数代表選出を考えよう！①****過半数代表者とは？**

従業員の過半数で組織する労働組合の代表、また過半数で組織する労働組合がない場合は、選挙など公平な方法で選出した過半数を代表する人を従業員の過半数代表者とします。これは労働基準法で決められています。

※2019年には労働基準法施行規則が改正され、具体的に「使用者の意向に基づき選出されたものではないこと」という選出要件が追加され厳格化されました。

**過半数代表者が行うことは？****① 就業規則に対して労働者の意見を述べる！**

使用者は就業規則の作成また変更の際に、過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています。

**② 労使協定を結ぶ！**

使用者が従業員に超勤や休日出勤をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶことが労働基準法で定められています。いわゆる36協定です。使用者が労使協定を結ばずに残業命令を出すと刑事罰を課せられます。

**③ 法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する！**

安全委員会、衛生委員会、または両委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使が一体となり開催するため、過半数代表者の推薦に基づいた委員の指名が労働安全衛生法により定められています。

安全衛生委員会は、社員の意見を吸い上げ、反映されているのかな？

「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。」という要件が守られているのかな？

現在の勤務実態や職場状況で安全・健康は守られる？

職場は働きやすい環境なのか？社員の本当の声は届いているのかな？

